

令和7年度採用 福岡市経済観光文化局アジア美術館  
教育普及専門員（会計年度任用職員）募集案内

1 応募受付期間

令和7年2月14日（金）～令和7年3月7日（金）【 郵送のみ・必着 】

2 募集内容

|        |  |
|--------|--|
| 職名     | 教育普及専門員  |
| 採用予定人数 | 1名   |
| 職務の概要  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① アジア美術館の教育普及（ラーニング）全般に関すること</li> <li>② 学校等の団体受入業務に関すること</li> <li>③ 美術館ボランティアの運営に関すること</li> <li>④ その他、所属長が必要と認める業務</li> </ul>   |
| 勤務地    | 福岡アジア美術館<br>(福岡市博多区下川端町3-1 リバレインセンタービル7・8階)  |
| 任用期間   | 令和7年5月1日から令和8年3月31日まで  |
| 受験資格   | <p>1 次の資格要件をすべて満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 大学（短大を除く）又は大学院を卒業・修了していること（令和7年3月までの卒業・修了見込みを含む）。</li> <li>(2) 大学・大学院で、美術又は教育に関する専門知識を修めた人、或いは採用予定日までに1年以上、美術館もしくは博物館の教育普及活動に携わったことのある人。</li> <li>(3) 基本的なパソコン業務が行えること。（ワード、エクセル、パワーポイント等）</li> </ul> <p>2 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人<br/>【地方公務員法第16条（抄）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</li> <li>(2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</li> <li>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</li> </ul> <p>※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。</p> <p>3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込がある）人</p> |

### 3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

|        |  |
|--------|--|
| 日時・会場  | <p>一次（書類選考） 応募書類をもとに第一次合格者を決定<br/>         ※令和7年3月12日（水）頃に、申込者全員に結果の通知書と、一次試験合格者には受験票と二次試験の詳細を発送します。</p> <p>二次（筆記、面接）<br/>         令和7年3月22日（土） 福岡アジア美術館8階 会議室</p> |
| 二次試験内容 | <p>① 筆記試験（60分）：アジア美術館での教育普及（ラーニング）全般について<br/>         ② 個別面接試験（20分）：人物評価</p>   |
| 合格発表   | <p>令和7年3月28日（金）<br/>         ※福岡市ホームページ及び福岡アジア美術館ホームページで合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に結果を文書で通知します。<br/>         ※合否結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。</p>                        |

### 4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和8年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。
- (2) 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和7年5月1日以降の採用を行います。
- (3) 令和7年5月1日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

### 5 勤務条件等

|           |   |
|-----------|---|
| 勤務日       | <p>原則、週5日<br/>         ※土・日、遅出のシフト勤務があります。<br/>         ※業務の都合上、シフト勤務とは別に、勤務日・勤務時間の変更、時間外勤務を命じることがあります。</p>                                   |
| 休日        | <p>4週間を通じ8日<br/>         国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは、勤務を命じることがあります。（令和6年度は勤務実績なし）</p>   |
| 勤務時間・休憩時間 | <p>週の勤務時間：27時間30分<br/>         一日の勤務時間（シフト勤務のパターン）<br/>         午前10時00分から午後4時30分まで（うち休憩時間60分）<br/>         午後1時45分から午後8時15分まで（うち休憩時間60分）</p> |
| 給与        | <p>月額153,161円から168,384円（地域手当を含む）※令和6年度実績<br/>         ※採用日前10年間において、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合は、その職歴に応じて給与月額を決定します。</p>        |
| 期末手当      | <p>年2回（6月、12月）<br/>         ※令和6年度は年間で給与の2.45月分を在職期間に応じて支給</p>  |
| 勤勉手当      | <p>年2回（6月、12月）<br/>         ※令和6年度は年間で給与の2.05月分を勤務期間等に応じて支給</p>   |

|         |  |
|---------|--|
| 交通費     | 条例、規則等に基づき別途支給（月 55,000 円まで）   |
| その他諸手当等 | 条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当などを支給  |
| 休暇等     | 年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与<br>その他、育児・介護等に係る休暇制度あり  |
| 社会保険    | 任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用あり   |
| 公務災害    | 労働者災害補償保険制度に基づき補償  |
| 服務      | 地方公務員法における服務に関する各規定が適用<br>（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限） |
| その他     | ・ 給与等支給日：毎月20日<br>（ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当は、翌月20日）<br>・ 採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更          |

## 6 応募方法等

|      |   |
|------|---|
| 提出書類 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>令和7年度採用 教育普及専門員（会計年度任用職員）採用試験申込書</u><br/>※申込書は、福岡市ホームページ、福岡アジア美術館ホームページからダウンロードして、パソコンを使用して記入してください。</li> <li>・ 返信用封筒 1部（宛先を明記し、110円切手を貼った長3サイズ）</li> </ul> |
| 受付期間 | 令和7年2月14日（金）～令和7年3月7日（金）【必着】  |
| 提出方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵送のみ</li> <li>・ 封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記のうえ、特定記録または簡易書留で郵送してください。特定記録または簡易書留によらない場合の事故等については、責任を負いません。</li> </ul>                                 |
| 提出先  | 〒812-0027<br>福岡市博多区下川端町3-1 リバレインセンタービル8階<br>福岡アジア美術館 学芸課 採用試験担当   |

## 7 その他

- ・ 提出された書類は、返却いたしません。
- ・ 申込書に記載された個人情報については、適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・ 試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日から1か月間、郵送により開示の請求を行うことができます。
- ・ 施設の敷地内または屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

## 8 問い合わせ先

福岡市経済観光文化局アジア美術館学芸課 担当：中尾、趙  
〒812-0027 福岡市博多区下川端町3-1 リバレインセンタービル8階  
TEL：092-263-1100 FAX：092-263-1105

※電話でのお問い合わせは、平日午前9時30分から午後5時30分までをお願いします。